



令和6年11月29日

令和6年度第1回登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果を公表します

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に係る法律（令和5年法律第41号）が令和6年4月1日に施行されました。

登録要件を満たす機関は、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関として登録を受けることができます。

文部科学大臣は、審議会等による審査結果の聴取を経て、この度、以下の通り令和6年度第1回の登録をすることとしましたのでお知らせします。

記

1. 登録結果

- ・登録実践研修機関 34機関
（申請機関総数 38機関 ※うち2機関が申請取下げ）
- ・登録日本語教員養成機関 40機関
（申請機関総数 47機関 ※うち3機関が申請取下げ）

2. 配布資料

- ・令和6年度第1回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録結果一覧

3. 参考資料

- ・中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要
- ・登録日本語教員の資格取得ルート
- ・登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関制度の概要
- ・登録日本語教員養成機関について
- ・登録実践研修機関について

<担当>

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

課長補佐 江幡（内線 5796）

登録実践研修第一係長 齊藤（内線 2255）

電話：03-5253-4111（代表）

メールアドレス：nihongo-yousei@mext.go.jp